

5 健康保険法改正善頂陳情

七萬八千三百十五人にしてこれを立証すべき証憑を添附せるに拘らず
 社労局は何号組合会議に協議する事なく又何号の理由を示す事なく組
 合会議申告数より六萬四千人余を削除し二月二十日附官報に於て二十
 一萬四千人と査定せる旨発表せるを以て組合会議はこの態度を以て頗
 る不当なりとし三月三日附を以て

一 如何なる根據に基づき如斯多数の削除を爲したりや
 一 削除数の団体的内訳如何
 に附質問し其回答を求めたるも社労局は如何なる理由か今日に至るも
 何号回答を爲して居らない。然しこの文書に依る質問と前後してこの
 同一問題につき社労局に出頭せる海員組合幹部某氏に対しては社労局
 当局は遺憾の意を述べ手後がある場合に於ては組合会議代表者と協議
 する旨言明せる由なり。

一月十五日開催第三回評議員会に於て採決せる右善頂に附ては植岡、
 渡辺、高山、羽野(菊川)等の諸政治委員二月十六日社長官を訪問し改

6 國際労働機關に対する態度決定

正の平等及改正調査委員會議置については労働団体代表者も任命すべ
 き事を陳情したり。

滿州問題を契機として我國が國際聯盟を脱退する事しかしながら國際
 労働機關には残留する事を我國政府が決意するや我國社会の一部に國
 際聯盟の脱退と同時に國際労働機關とも脱退すべしとの議論が盛んに
 唱へらるゝに至りしを以て組合會議も國際労働機關に対する態度を決
 定する事を平等とせるも当時尙正式に我國が國際聯盟の脱退を通告す
 るまでに致らざる事組合會議及長の不平等の理由によりこの問題に対
 する組合會議の態度を決定するには組合會議政治委員会に於てこれを
 爲す事が妥当であり又充分なりとの見地より組合會議政治委員植岡、
 渡辺、菊川、高山、皆川、山川、新壽の各委員は二月廿五日東京日本
 労働總同盟本部に参会この問題を熟議したる結果滿場一致にて

決議